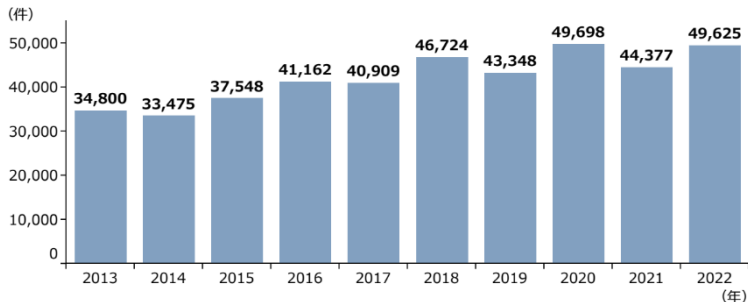


租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長																							
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 33・地方税 41) (登録免許税:外、不動産取得税:外)																							
		② 上記以外の税目	—																							
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】																							
4	内容		《現行制度の概要》 認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税及び不動産取得税を以下のとおり軽減する。 ＜登録免許税＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>通常税率</th> <th>計画認定による軽減税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">不動産の所有権移転の登記</td> <td>合併による移転の登記</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>分割による移転の登記</td> <td>2.0%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>その他の原因による移転の登記</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> ＜不動産取得税＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)</th> <th>計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地、住宅</td> <td>3.0%</td> <td rowspan="2">取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の家屋</td> <td>4.0%</td> </tr> </tbody> </table> 《要望の内容》 適用期限を2年延長する(令和 8 年 3 月 31 日まで) 《関係条項》 (登録免許税) 租税特別措置法第80条第3項、租税特別措置法施行規則第30条の2第5項 (不動産取得税) 地方税法附則第 11 条第 14 項、地方税法施行令附則第 7 条第 24 項				通常税率	計画認定による軽減税率	不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%	分割による移転の登記	2.0%	0.4%	その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%		計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除	住宅以外の家屋	4.0%
		通常税率	計画認定による軽減税率																							
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%																							
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%																							
	その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%																							
	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)																								
土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除																								
住宅以外の家屋	4.0%																									
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課																							

6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期： 令和 5 年 8 月 分析対象期間： 令和 3 年度～令和 7 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 30 年度 創設 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長
8	適用又は延長期間		令和 7 年度末まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。 《政策目的の根拠》 平成 29 年には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。 加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、平成 29 年と同規模存在している。 このような状況において、平成 30 年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成 31 年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。 事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。 経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上） 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。 また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の

			支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する1万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しする。
10	有効性等	① 適用数	<登録免許税> 令和3年度 3件（実績） 令和4年度 1件（実績） 令和5年度 2件（推計） 令和6年度 2件（推計） 令和7年度 2件（推計） ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に推計 <不動産取得税> 令和3年度 5件（実績） 令和4年度 1件（実績） 令和5年度 3件（推計） 令和6年度 3件（推計） 令和7年度 3件（推計） ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に推計
		② 適用額	<登録免許税> 令和3年度 30 百万円（推計） 令和4年度 3 百万円（推計） 令和5年度 16 百万円（推計） 令和6年度 16 百万円（推計） 令和7年度 16 百万円（推計） ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に推計 <不動産取得税>

			令和3年度 6 百万円(推計) 令和4年度 4 百万円(推計) 令和5年度 5 百万円(推計) 令和6年度 5 百万円(推計) 令和7年度 5 百万円(推計) ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に推計
		③ 減収額	適用額に同じ
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。  (資料: 東京商工リサーチ「2022 年『休廃業・解散企業』動向調査」) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置は、後継者の不在で廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継に向けたコストを軽減することで第三者への事業承継を促進し、その事業の存続を図るものであって、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながるることとなる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を第三者に承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継という政策目標を達成するには、中小企業・小規模事業者の全てに政策効果が行き渡り得る税制による措置を講ずることが適当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業承継円滑化のための総合的支援策として、事業承継・事業引継ぎ推進事業等の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形

			態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長は地方公共団体にとっても重要。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 3 年 8 月